

令和3年度

別府市共生社会形成プラン

評 価 シ ー ト

令和4年12月2日

No	1	分類	相互理解の促進	担当課等	障害福祉課
条文	第9条第1項	市は、市民及び事業者が障害に対する理解を深めるよう啓発その他必要な施策を講ずるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	市民、事業者に合理的配慮の考え方が浸透していない。施設や制度などで、障がいのある人の利用を考慮されていない部分が多い。		市民が障がい理解を深めることで、合理的配慮が当たり前のことと認識され、施設・制度等も障がいのある人を含めた様々な人が利用することが想定されて設計されている状態		
中長期方針	市民に対して障がい理解を深めるための啓発活動を行う。				
年度計画	新採用職員、並びにこれまで研修を受講していない職員を対象として研修を実施する。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	27,019,600円	内容	講師等謝礼金19,600円、基幹相談支援センター等委託料27,000,000円
	<p>・Zoomアプリによるリモート形式も用いつつ、障がい福祉サービス事業者や別府大学学生等に対し、合理的配慮や「ともに生きる条例」等について理解を深めるための研修を実施した。<参考資料①></p> <p>障がい福祉サービス事業者 計30人 別府大学文学部人間関係学科2年生 80人 (対面形式)要約筆記奉仕員養成講座受講者外 6人 (対面形式)亀の井バス株式会社 11人</p> <p>・大分県電子申請システムを利用して、合理的配慮や、親亡き後等に関する動画を視聴した感想等を書かせるレポート提出形式の研修を実施し、新採用職員、並びにこれまで研修受講未経験だった職員も含め、計183名より回答を得た。<参考資料②></p> <p>・障がいのある人もバス利用の際に理解しやすいパンフレットの案を、事業者に提示した。</p>			
内部評価	困難度	新型コロナウイルス感染症の影響で対面式の研修が小規模でしか実施できなかった。		
	達成度	Zoomアプリで対応可能な事業者等に、リモートでも研修が実施できた。		
	総合	A	内部評価のポイント	新型コロナウイルス感染症の影響で市民や事業者に対して研修が実施できないと想定していたが、リモート形式でも理解してもらう研修が実施できた。
今後の取組	リモートでも研修が実施可能な点を広く周知して、より柔軟に対応できる啓発活動を実施する。			

外部評価

評価	A	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()		
評価の理由	・コロナ禍の中、リモートによる研修ができたことは評価できる。 ・コロナ禍であっても利用可能な媒体を活用し、障害福祉サービス事業者に限らず研修を開催した点は評価できる。 ・職員以外にも研修が出来ていることは評価できる。 ・市民及び事業者に対して、研修を企画し多くの参加者にリモートにて実施できたこと。				
助言等	・公共交通の事業所や商工関係の事業所への啓発を引き続き行っていく。 ・リモートでの研修においては、人数が多いと研修内容の反応や理解において深めづらさを感じます。特に講師からは理解できた研修であったか気になるなどの感想も聞かれます。コロナ禍での研修は今後も継続されると思います。リモート研修のあり方を今後は、考える必要があると思います。				

評価結果をふまえた対応

対応する時期	来年度以降
具体的な対応	民間事業者も将来的に合理的配慮が法的義務化する事も含め、複数のやり方で研修が可能なことを周知する。

プラン変更の要否	否
修正前	民間事業者も将来的に合理的配慮が法的義務化されることも含め、市民や事業者等に研修等の様々な方法で啓発する。
修正後	

No	2	分類	相互理解の促進	担当課等	障害福祉課
条文	第9条第2項	市は、障害のある人に対する支援を適切に行うため、全ての職員が合理的配慮の必要性を理解するよう研修その他必要な施策を講ずるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	ともに生きる条例制定以前には、職員が障がい理解を深める研修等の場がなかった。条例が施行された平成26年度からは、職員研修を開催し、平成28年度までに主事・事務員級以上の職員を対象として実施している。		市職員が障がい理解を有し、市役所全体で合理的配慮を進めていける状態		
中長期方針	職員の障がい理解を深めるため職員研修を実施する。				
年度計画	新採用職員を対象として研修を実施する。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	0円		内容	
	・大分県電子申請システムを利用して、合理的配慮や、親亡き後等に関する動画を視聴した感想等を書かせるレポート提出形式の研修を実施し、新採用職員、並びにこれまで研修受講未経験だった職員も含め、183名より回答を得た。<参考資料②>				
内部評価	困難度	新型コロナウイルス感染症の影響で対面式の研修が実施出来なかった。			
	達成度	障がい当事者講師団の講話を含められなかったが、親亡き後等に関する動画の視聴を設問に含め、親亡き後等問題について職員に啓発する事ができた。			
	総合	A	内部評価のポイント	代替措置として可能なことは実施できた。	
今後の取組	障がい当事者講師団の講話も含め、より充実して理解を深める研修を実施する。				

外部評価

評価	A	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()		
評価の理由	・コロナ禍の中、リモートによる研修ができたことは評価できる。 ・単に視聴するのみでなく、設問を含めるなどより理解促進に向けた取組がなされている点は評価できる。 ・合理的配慮が行き届いてないのは新人職員に限らないので、広く研修行う必要があるのではないか。 ・コロナにより対面式研修が困難で、その代替措置によるレポート形式での研修にて計画通り行えたこと。				
助言等	・当事者講師団の講話や体験の機会は必須。コロナ感染拡大が落ち着いてから、再研修の機会を設けられればと思う。 ・183名という多数の職員に研修を行い、障がいの理解が深まったと思います。今後は、充実した研修に加え、「できる限りあたりまえに配慮に気づける」実践的な研修に繋がるような研修を期待いたします。				

評価結果をふまえた対応

対応する時期	来年度以降	
具体的な対応	リモート環境でも実施可能な障がい体験の方法を検討する。	

プラン変更の要否	否
修正前	新採用職員、並びにこれまで未受講だった職員を中心に研修を実施する。
修正後	

No	3	分類	相互理解の促進	担当課等	学校教育課
条文	第9条第3項	市は、義務教育において、児童及び生徒が障害に対する理解を深めるよう障害に関する教育を教育課程に位置付けるとともに、児童及び生徒に対して、当該教育を行うものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	義務教育年齢の子どもたちにとって障がいは身近なものではなく、多くの子どもが障がいの知識を持ち合わせていない状態		各児童・生徒が障がいを身近なものと感じ、また障がいの知識・理解を有している状態		
中長期方針	教育課程の中で障がいに関する教育を行う。				
年度計画	道徳や特別活動、総合的な学習の時間などで、障がいに対する理解を深める教育を実施する。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)		内容		
	①県立支援学校との交流(居住地交流も含む) 3校 ②関係機関との連携 ・太陽の家への見学・体験活動・交流 3校 ・オムロンへの見学 1校 ③地域の方々との交流 3校 ・老人会との交流、クラブ活動への協力 ④教職員研修 ・校内研修 21校 ・講演会の実施1校				
内部評価	困難度	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、予定されていた交流活動の実施が困難であった。			
	達成度	コロナ禍の中であっても、継続した交流活動を実施することができた学校もあった。教職員研修については、昨年度同様の実施ができています。			
	総合	B	内部評価のポイント	各学校で障がいに対する理解を深める教育が進んでいるため。	
今後の取組	障がいへの理解を深めるために、交流や体験活動を取り入れた学習活動を一層推進するとともに、教職員研修の一層の充実を図る。				

外部評価

評価	B	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()		
評価の理由	・年度計画に、道徳や特別活動、総合的な学習の時間などで、障がいに対する理解を深める教育を実施するところがあるが、実施に対し成果が見えてこない。・内部評価ポイントが妥当だと思えない。(地域の子供たちへの聞き取りで理解度の相違)・直接的な交流以外にも障がい理解を促す取組が可能であったと思われる。・各学校で障がいに対する理解を深める教育が進んでいると評価する根拠がみえない。・目標に対し、実施内容は職員研修が多く、児童・生徒への取組が少ない。また、この傾向は、昨年度の外部評価でも取り上げられているが、その後の変化がみられない。・年度計画の内容に対して、実施した内容の成果が見えてこない。・教員への取組が多く、児童生徒への取組が少ない。昨年度も同じ意見を出したが、変化がない。・コロナ禍の中でも交流や体験活動を行っており、少しでも子供たちの持つ機会を増やしていけるようにしている点は評価される。				
助言等	・今後の取組通り進め、より実感できるよう力を入れていただきたい。・困難度でコロナ禍の取組に対し、市が進めているモバイルタブレット等の導入、Zoomでの開催で実施の充実を図る。・年度計画に掲げられている教育実施の徹底、家庭での課題としてレポートを作成し発表の機会を作る。・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からも、交流以外での取組を検討していただきたい。・実施内容から、対象となる障がいに偏りが見られる、幅広く取り上げて障がい理解を促していただきたい。・実施している学校、していない学校に機会の差があるのではないかと。親世代へも取組んでいただきたい。・実施方法として、家庭内で話し合う機会を持ってもらい、レポート作成、発表の機会を設けることもよいのではないかと。				

評価結果をふまえた対応

対応する時期	来年度以降
具体的な対応	○現在の取組の充実を図る ・障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が相互理解を深めるための人権教育を推進する。 ・各学校において、道徳等による障がいに対する理解を図る学習を教育課程に位置づけ、学習指導の充実(取組内容やZoomの活用等方法の検討)を図る。

プラン変更の要否	否
修正前	道徳や特別活動、総合的な学習の時間などで、障がいに対する理解を深める教育を実施する。
修正後	

No	4	分類	生活支援に関する合理的配慮(自立生活支援及び情報提供)	担当課等	障害福祉課
条文	第10条第1項	市及び事業者は、障害のある人及びその家族の人権に配慮し、障害のある人が地域で自立した生活を営むに当たって必要とする支援及びその情報提供を行うよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	自立生活に向けての支援体制が十分とはいえず、また存在する支援制度も周知されていないことにより、支援が必要な人が支援を受けられていない状態		 様々な障がいのある人に対応した自立生活支援体制が整っており、かつ、支援制度について情報提供が適切になされている状態		
中長期方針	既存の支援制度の改善点を特定し、支援体制を充実させ、かつ様々な障がいのある人が受け取りやすい情報提供を行う。				
年度計画	地域生活支援拠点等の整備における課題解決に向け、具体的対応策を検討するとともに障がいのある人にとって必要な情報の提供方法を検討し、提供を行う。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	経費(概ね)	10,800,000円	内容	コーディネーター設置等委託料:4か所	
	・地域生活支援拠点等整備に関する説明や自助会についての情報提供追加も含め、ホームページ上で修正した。また、障がい者虐待防止に関する事業者の内部研修用資料をアップロードした。 ・情報提供に関する合理的配慮について、市役所内に注意喚起した。<参考資料③> ・親亡き後等の問題に関する理解を深められるよう、第2弾の啓発動画撮影を社会福祉法人別府市社会福祉協議会との共催で実施した。 ・障がいのある人もバス利用の際に理解しやすいパンフレットの案を、事業者に提示した。 ・障がい福祉ガイドブックを新規手帳取得者等に窓口で渡した。				
内部評価	困難度	新型コロナウイルス感染症の影響で、協議の頻度が下がっている。			
	達成度	昨年度まで継続している障がい福祉ガイドブックの配布等は引き続き実施できており、その都度必要となった措置については適宜対応できている。			
	総合	A	内部評価のポイント	昨年度から未実施だった内容を実施できた。	
今後の取組	インターネットに不慣れあるいは利用できない方への情報提供方法について、引き続き検討する。				

外部評価					
評価	A	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性	<input type="checkbox"/> 達成度	<input type="checkbox"/> その他 ()
評価の理由	・市役所のホームページ上で障害福祉に関する情報提供が進んでいることは評価できる。 ・コロナ禍で外出控えている障がいを有する方に対しても、インターネット等を通じて必要な情報が行き渡るような工夫がなされており、評価できる。 ・実施した内容が、年度計画にある具体的対応策になりえているとは考えにくい。 ・ホームページの活用や研修を利用し、情報提供に対応したこと				
助言等	・亀の井バスへの研修や情報提供はなされているが、実際に現場でどれだけ役立てられているかの評価は難しいところ。公共交通や商工会への働きかけはもちろんの事、情報提供のみならず実際にどれだけ現場で活かされているかの評価の方が大事だと思う。 ・インターネットの利用は、拡がりつつありますが、タイムリーに正確に伝わるかという疑問が残ります。支援制度に対する説明会をズームで行ったり、またトピックスを市報に載せたり(すみません。願望を記載しています。)また、詳細は可能であれば電話対応にて情報提供を行っていくなど均一した理解・支援体制になるのではと考えます。(すみません。無理なことを記載していましたら。)協議していただければ。				

評価結果をふまえた対応	
対応する時期	来年度以降
具体的な対応	バス事業者等に、研修を受けた後従来から変更された点等を確認する。

プラン変更の要否	否
修正前	地域生活支援拠点等整備に必要な課題解決に向けて具体策を検討するとともに、障がいのある人に必要な情報が伝わる提供方法を検討し、可能であれば実施する。
修正後	

No	5	分類	生活支援に関する合理的配慮(相談支援体制の整備)	担当課等	障害福祉課
条文	第10条第2項		市は、障害のある人への相談及び支援を行うに当たって、事業者との連携を図り、相談者を円滑に各種相談窓口へつなぐための体制並びに障害のある人及びその家族を含め同じ課題を解決するためにお互いを支え合う仕組みを備えた総合的な相談体制を整備するよう努めるものとする。		
現状と目標	(現状)		(目標)		
	各種相談窓口をつなぐ体制などが十分でない。		相談、支援に関わる存在が相互に連携し、情報共有を十分に行うことができ、かつ各種相談窓口をつなぐネットワークが構築されている状態		
中長期方針	相談支援体制の整備を行う。				
年度計画	障害者自立支援協議会等を通じて、関係者間の連携強化を図り、各種相談窓口につなぐためのネットワーク構築に努める。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	37,800,000円	内容	基幹相談支援センター等委託料27,000,000円、コーディネーター設置等委託料10,800,000円
	<ul style="list-style-type: none"> ・大分県東部保健所と協働で、精神障がいについて理解する研修をZoomアプリとのハイブリッド形式により、東部圏域の障がい福祉サービス事業所や居宅介護事業所の職員等を対象に実施した。 ・「おんぷくのわ」と協働で、市内の居宅介護事業所5か所を対象に、合理的配慮や障がい者虐待防止に関する研修を実施した。 ・前年度までの大分県親亡き後問題相談員研修修了者を対象に、相談員の活用や情報共有等を目的とした連絡協議会を2回開催した。 ・大分県医療的ケア児等コーディネーター研修修了者13名を対象に、今後の活用や事業化も視野に入れた協議会を別府市障害者自立支援協議会地域生活支援部会の下部組織として設置した。 			
内部評価	困難度	新型コロナウイルス感染症の影響で、対面による会議開催の機会が少なかった。		
	達成度	数少ない機会を利用して、できる限りのことは実施できた。		
	総合	A	内部評価のポイント	各種相談に応じるための体制整備が進んだ。
今後の取組	居宅介護事業所も含め、地域生活支援拠点等の整備と合わせてネットワークを強化する。			

外部評価

評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 達成度	<input type="checkbox"/> その他 ()
評価の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターや指定特定相談支援事業所連絡会が核となり、相談支援専門員等の相談支援体制や専門性を高める取組が進んでいると思われる。 ・複数の課に関連するケースにおいて、市役所の課の相互連携が不十分と感じる点があり、B評価にした。 ・自主的活動を実施内容とするならば、より深い関与が必要。会議開催は行っているが、内容の進捗はまだ未だである。 ・様々な研修や「親なき後問題相談員研修」への情報共有等を目的として協議会の開催や「医療的ケア児等コーディネーター研修者」に今後の活用や事業化を考え、協議会を設置した事 				
助言等	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターと地域包括支援センター等の交流・連携を深めていくことが重要だと思う。また、それらを中心として自治会や児童民生委員とも連携を図り、地域福祉の推進や福祉のまちづくりを推進していただければと思う。 ・相談支援体制を整備し、関係者間の連携強化を図り、ネットワークの構築に努めた年間計画だったと思いました。しっかりとした骨組みがなされていると感じました。 				

評価結果をふまえた対応

対応する時期	来年度以降
具体的な対応	緊急対応が必要な場合の連絡体制等をフロー図化して共有する。

プラン変更の要否	否
修正前	別府市障害者自立支援協議会等を通じて、関係者間の連携強化を図り、地域生活支援拠点等整備と合わせてネットワーク強化に努める。
修正後	

No	6	分類	生活支援に関する合理的配慮(専門知識・職業倫理の向上)	担当課等	障害福祉課
条文	第10条第3項	市及び事業者は、障害のある人への相談及び支援を行うに当たって、これらの事務を担当する者の専門知識及び職業倫理の向上に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	障がい福祉事業所の職員の専門スキルにはまだ向上の余地がある。			職員の専門スキルを向上させる体制が整っている状態	
中長期方針	障がい福祉に携わる職員の能力を向上させる。				
年度計画	市障害者自立支援協議会の各部会における議論を参考に、引き続き障害福祉に携わる職員の能力向上を図る仕組みについて検討し、方向を定める。				

実施結果及び自己評価

	経費(概ね)	内容	
実施した内容		<ul style="list-style-type: none"> 指定特定相談支援事業所連絡(月1回)において、全相談支援専門員を対象に1年間かけてグループスーパービジョンを実施し、相談支援専門員の自己研鑽および連携ネットワーク作りができた。(感染状況により集合、リモートのいずれの形式でも実施) 子ども支援部会が毎年実施している事業所連絡会をリモート開催し、グループワーク等により支援における課題や各事業所の工夫点などあらゆる情報の共有を図った。 	
内部評価	困難度	困難な要因はなし	
	達成度	相談支援事業所や障害児通所支援事業所については従前から開催しているためスムーズに展開できるが、就労系事業所等は既存の連絡会等がないため研修等の開催にはハードルがある。	
	総合	B	内部評価のポイント 事務局を中心に支援の質の向上という観点で、既存の協議の場を活用して実施することができた。
今後の取組	連絡会に参加しない事業所について固定化の傾向があるため、参加への働きかけが必要。令和4年度より虐待防止の推進および身体拘束の適正化にかかる取組が義務化となるため、事業所職員のケア技術向上や倫理観の醸成のため当該虐待対応担当職員や地域生活支援部会との連携を行う。		

外部評価

評価	B	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性	<input type="checkbox"/> 達成度	<input type="checkbox"/> その他 ()
評価の理由	<ul style="list-style-type: none"> 相談事業や子供関係については、定期的に話し合いが持たれている事は評価できる。 地域診断に向けて仕組みを作っていくためには計画的かつ段階的に取組む必要があることから「B」評価とした。 一部の福祉事業者に留まっているため。 専門知識の向上や連携ネットワーク作りができたこと 				
助言等	<ul style="list-style-type: none"> 相談事業や子ども関連の事業については質の向上が進んでいるが、その他の事業・サービスについてはなかなか進められていない状況がある。すべてのサービスの質の向上を一度に進めていくことは難しいと思うが、それぞれのサービス毎の連絡会を作り研修や交流を推し進め、更なる人材の育成を進めていただければと思う。 職業倫理については、虐待防止の推進や身体拘束の適正化にかかる取組だけでなく、倫理期間などを設けてその期間中に研修や事例などを通して学ぶなどで身近に感じるのではと思いました。 				

評価結果をふまえた対応

対応する時期	今年度中
具体的な対応	これまでに研修の機会が作れていない障害福祉サービス事業所も対象として各サービス事業所の管理責任者の顔が見える関係づくり、倫理観醸成のための研修の立案等を検討する。

プラン変更の要否	否
修正前	定例の連絡会等を活用し、報酬算定の考え方や事例の紹介等の情報提供を密に行い、事業所間の支援の質の均一化を図る。 虐待防止や身体拘束適正化に関する情報提供をメール等を活用して周知していく。
修正後	

No	7	分類	生活支援に関する合理的配慮(情報機器活用、情報提供)	担当課等	障害福祉課
条文	第10条第4項	市は、情報を取得又は利用することが困難な障害のある人に対して、情報を取得又は利用しやすくするための機器の活用の促進及び障害の特性に配慮した情報の提供を行うよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	日常生活用具給付事業など情報通信機器活用制度は存在するが、ニーズに十分に答えられているとはいえず、また障がいの特性に配慮した情報提供方法が十分にとられているとはいえない状態		ニーズに合った情報通信機器活用が可能な限りなされ、かつ障がいの特性に配慮して情報提供を行っている状態		
中長期方針	情報機器活用を促進し、及び障がいの特性に配慮した情報提供を行う。				
年度計画	日常生活用具についての確なニーズを把握し、適正な給付対象用具の選別を行う。めざましい発展を遂げる情報通信機器を生活支援にどのように活用できるかを検討する。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	7,321,148円	内容	バリアフリー調査委託料2,882,000円、日常生活用具情報通信機器扶助費4,439,148円
	・市内歩道のバリアフリー調査の一環として、Fix My Street Japanによりバリアフリーが必要な箇所の投稿を期間限定でできるようにし、14件投稿があった。<参考資料⑤>スマートフォンが利用できない方には、市ホームページの公共施設の合理的配慮に関する意見募集のページを案内した。			
内部評価	困難度	新型コロナウイルス感染症の影響で、バリアフリー調査についての周知が難しかった。		
	達成度	情報通信機器の活用により、市内歩道に関する意見収集ができた。		
	総合	A	内部評価のポイント	制限がある中で可能なことは実施できた。
今後の取組	障がい者向けのスマートフォン講座についての周知			

外部評価

評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()		
評価の理由	・市内歩道のバリアフリー調査の一環として、Fix My Street Japan、市ホームページの公共施設の合理的配慮に関する意見募集のページを案内したとあるが、どのように周知をしたのか、知らない市民が多くないか、実施後どのように対応したのかわからない。・障がいの特性に配慮してもらおうのであれば、それぞれにどうすれば伝えられるかを検討する必要がある。・当事者団体等へのニーズ調査結果がわかりにくい。当事者団体など意見を聞いたのか不透明				
助言等	・実施内容の見える化(透明化)を図っていただきたい。・経費内容の妥当性、使用用途等も示していただけると理解しやすい。・視覚障がい者への情報提供について、市から届く郵便物が重要なものかどうか分かるように、他の郵便物と一緒にしてしまう事がある。「重要」もしくは市からの通知とわかるような点字を打ってもらうと助かる。・ニーズ調査のすべての公表が難しくても、調査対象や、回答者数などは、ニーズの高さを裏付けるためにもオープンにしていきたい。(内容の見える化、透明化を!)・生活支援にどのように活用できるかまでを検討するためにも、事後調査の実施をお願いしたい。・新たに給付対象となったものを市民へ周知することまでを年度計画としていただきたい。				

評価結果をふまえた対応

対応する時期	来年度以降
具体的な対応	他機関で作成された意思疎通等に資するものについても、庁内等の窓口で利用できるよう情報提供を行う。

プラン変更の要否	否
修正前	障がい者向けスマートフォン講座について周知する。
修正後	

No	8	分類	生活支援に関する合理的配慮(社会資源の充実)	担当課等	障害福祉課
条文	第10条第5項	市及び事業者は、障害のある人及びその家族の求めに応じ、重度の障害があっても安心して自立した生活を営むことができるよう必要な施策を講じるとともに、障害福祉サービス、障害のある人を支援する者その他の障害のある人にとって必要とされる社会資源の充実に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	現行制度では、重度障がいのある人が生活するための支援制度が十分とはいえず、また社会資源についてもさらなる整備の余地がある。			重度障がいのある人にとって十分な支援制度を構築するとともに、ニーズを満たすだけの社会資源がある状態	
中長期方針	社会資源を充実させる。				
年度計画	障害者自立支援協議会を通じて、関係者間の連携強化、人材育成等を行うことでソフト面の社会資源充実に図る。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	37,800,000円	内容	基幹相談支援センター等委託料27,000,000円、コーディネーター設置等委託料10,800,000円
	・大分県親亡き後問題相談員研修修了者が市内で計10名となり、前年度までの修了者による相談員の活用や情報共有等を目的とした連絡協議会を2回開催した。 ・大分県医療的ケア児等コーディネーター研修修了者が市内で13名となり、今後の活用や事業化も視野に入れた協議会を別府市障害者自立支援協議会地域生活支援部会の下部組織として設置した。 ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の制度改正に伴う令和4年度からの義務化に備え、地域生活支援部会により、居宅介護事業所等も含め希望する14か所の事業所に対して、障がい者虐待防止研修を実施した。			
内部評価	困難度	新型コロナウイルス感染症への対応、並びに急な研修依頼への対応が必要となった。		
	達成度	地域生活支援拠点等整備で求められる「専門的人材の確保・養成」に向けた体制作りが進んだ。		
	総合	A	内部評価のポイント	翌年度以降に向けて動く体制が取れた。
今後の取組	障がい者虐待防止研修義務化の周知と研修の実施、不足している社会資源の把握			

外部評価

評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()		
評価の理由	・親亡き後相談員や医療的ケア児等コーディネーターの配置が整い、これからの取組について話し合いが始まったことは評価できる。 ・医療的なニーズを抱えた利用者に対応できる生活介護や短期入所の数が少ないことはここ数年間変わらない課題としてあげられている。すぐにニーズを満たすことは困難であり、他市の資源を必要に応じて活用しながら対応できたと言える。[B]評価とした。 ・14事業所で周知できたと言える。 (福祉事業所全体数からみた14事業所) ・様々な連携機関との研修や協議会開催など実施内容も充実していたこと				
助言等	・各法人に作られる虐待防止委員会へのフォローアップは必要だと思う。 ・具体的にどのような資源が不足しているか来年度以降、改善できるか具現化できるとわかりやすいと思いました。				

評価結果をふまえた対応

対応する時期	来年度以降
具体的な対応	他市の資源も活用することについて、当事者にとって最も合理的な支援となる公正さが重要なことを関係者に意識づける。

プラン変更の要否	否
修正前	令和5年度に医療的ケア児等コーディネーター協議会も含め、医療的ケア児等総合支援事業が事業化できるよう進める。
修正後	

No	9	分類	生活環境に関する合理的配慮(道路整備)	担当課等	都市整備課
条文	第11条第1項	市は、道路の整備に当たって、障害のある人の通行及び公共交通機関の利用に支障がないよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	道路の歩道がない状態、狭い・通行しづらい・点字ブロックがない状態で、障がいのある人にとって利用しにくい箇所が多数ある状態			障がいのある人にとって利用の妨げとなる状態(歩道がない、狭い、通行しづらい、点字ブロックがない)が解消された状態	
中長期方針	道路の新設・改修及び維持・補修を行う。				
年度計画	<ul style="list-style-type: none"> 道路整備にあたっては、歩道の幾何構造基準(幅員・横断勾配・舗装構成など)に基づきながら、障がいがある人に配慮した設計・施工に努めていきます。 維持補修工事にあたっては、障がいのある人をはじめ、高齢者や妊産婦、子供連れの方など、段差等ととくに不便を感じる方から広く意見をいただき、多くの市民が利用しやすくなるよう整備に努めていきます。 				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	(道路整備)	経費(概ね)	¥279,652,700	内容	7路線の整備に要した経費
	(維持補修)	経費(概ね)	¥94,477,151	内容	今年度の維持修繕工事のうち、道路の凹凸等を補修及び段差解消に係る全工事費
内部評価	困難度	施工箇所の利用者が多く、施工期間中は利用者の安全確保等を行うのに苦慮した。また、車の乗り入れ箇所など、バリアフリー等規格に沿った構造が現実的に難しい箇所における構造を検討するのに苦慮した。			
	達成度	利用の妨げとなる状態から、すべての利用者が利用しやすいようにした。また、点字ブロックの設置により、視覚障がい者の方にも配慮した構造となった。道路のガタツキ、段差の解消により、利用者が安全に通行できるようになった。また、道路を改修したことにより、以前は車椅子の通行ができなかった箇所が、通行できるようになった。			
	総合	A	内部評価のポイント	限られている予算内で、利用の妨げとなっている状態を解消する事ができ、利用者の方が通行しやすい道路環境が整備された。また、道路の構造自体を改善することで、新たな利用者も含め、安全に通行できるように整備できた。	
今後の取組	道路整備工事においては、引続き事業の必要性及び事業効果等の検証を行いながら、道路環境の整備を進めていく。道路維持補修については、とくに歩道調査を実施した箇所のうち、優先度が高い箇所より計画的に改修を実施していく。				

外部評価					
評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()		
評価の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年の意見にもあったが、工事後について実際に障がい当事者がどのように関わったか、どう利用しやすくなったか意見が聞きたい。当事者の意見をどのように取り入れ、関わったのかが見えない。・別府市街地の歩道幅の確保、公共施設周辺の道路改良まで行き届いていないのでは。・車イス利用者の通行ができるようになったのであれば、ベビーカーやシルバーカーを利用する方も通行しやすくなったと思う。 				
助言等	<ul style="list-style-type: none"> ・利用の妨げとなる状態から、すべての利用者が利用しやすいようにした場所等の見える化を図ってほしい。・当事者の検証はどのように行ったのか。・別府市が取り入れているFixMyStreetの広報・活用。・あらゆるシーンで当事者の声を聞き、現場への立ち会いの実施をしてほしい。 				

評価結果をふまえた対応	
対応する時期	今年度中
具体的な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度から新規工事着手している市道「朝見～北石垣線」道路整備事業について、令和3年度に書面にて、整備概要や整備方針等を記載した資料を障がい当事者4団体に配布し、意見聴取を実施した。提出して頂いた意見書には、歩車道部の段差に関することやグレーチング、ポード及び植栽部の構造や設置位置に関すること等の意見を頂いた。その意見を参考に道路構造令等基準書に基づき、詳細設計を実施した。(都市整備係) ・令和3年度、障がい当事者の方々と現地合同調査をした箇所において、本年度より工事着手した箇所については、施工中及び施工後に現地合同立会を行い、対策についての評価やさらなる改善策等の聞き取りを実施している。(都市維持係) ・FixMyStreetについては、障がい当事者が道路の利用しづらい箇所を投稿しやすいう「バリアフリー調査」のカテゴリーを追加した。また、利用促進のため、ケーブルテレビを活用した広報を予定している。(都市維持係)

プラン変更の要否	否
修正前	<ul style="list-style-type: none"> ・道路整備にあたっては、歩道の幾何構造基準(幅員・横断勾配・舗装構成など)に基づきながら、障がいがある人に配慮した設計・施工に努めていきます。・維持補修工事にあたっては、障がいのある人をはじめ、高齢者や妊産婦、子供連れの方など、段差等ととくに不便を感じる方から広くいただいた意見をもとに、誰もが安心して安全に通行できる道路環境の整備に努めていきます。
修正後	

No	10	分類	生活環境に関する合理的配慮(住宅確保)	担当課等	施設整備課	障害福祉課
条文	第11条第2項		市は、市営住宅においては、障害のある人にとって必要とされる住戸を確保するよう努めるとともに、民間共同住宅においては、障害のある人にとって必要とされる住宅の整備が促進されるよう支援に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)			(目標)		
	市営住宅については、平成19年度に西別府住宅B棟に3戸、平成23年度に西別府住宅C棟に3戸新たに車いす対応住戸を整備し、市営住宅全体で26戸整備しているが、市営、民間とも車いすに対応した住戸が不足している状態			ニーズを満たすだけの住戸がある状態		
中長期方針	市営住宅については、建替え・新築の際には車いす対応住戸を確保する。民間共同住宅については、必要とされるだけの住宅が整備されるよう支援策を講ずる。					
年度計画	(施設整備課)亀川住宅・内竈住宅・浜田住宅の3住宅の集約建替え事業を実施(令和5年1月末完了)。この建替えにより、車いす対応住戸24戸の整備を行い、別府市公営住宅等長寿命化計画で定めた供給目標40戸の達成を目指して事業を進めていく。(障害福祉課)居住支援協議会等の住宅セーフティーネット関連の情報周知に努める。					

実施結果及び自己評価

実施した内容	(施設整備課)	経費(概ね)	4,837,320,000円	内容	新築工事
	亀川地区市営住宅集約建替事業の受注者である別府湯けむり住宅が、車いす対応住戸24戸の整備工事をおこなった。車いす対応住戸以外についても、玄関の段差やEVの設置、共用部分の手摺設置などバリアフリーに配慮した。				
内部評価	(障害福祉課)	経費(概ね)	0円	内容	
	あんしん住宅情報提供システムを周知				
	困難度	(施設整備課)築年数の古い既存住宅の規格・基準では、車いす対応住戸については大規模な改修が必要であり、予算等の問題から現実的には難しい。亀川住宅の建替については、関係団体との協議を踏まえ、バリアフリー化に努めた。(団体からの要望すべてには予算の関係上、対応出来ない。)			(障害福祉課)住宅確保に関しては、そのほとんどが事業者との契約になるため、その状況がつかめない。
達成度	建替事業により、車いす対応住戸の整備をおこなった。			民間事業者からの住宅改造に関する相談自体がないため、効率的な周知方法がない状態。	
総合	A	内部評価のポイント	施設整備課	A	車いす対応住戸の供給目標を達成した。
			障害福祉課	A	指標がないため評価自体が困難
今後の取組	(施設整備課)市営住宅の段差解消工事等を行う。 (障害福祉課)情報の周知方法の構築を図る。				

外部評価

評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()
評価の理由	施設整備課の車いす対応住居の増加は、障がい者団体とのヒアリングが十分でなかったとの意見もあったものの、確実に共生社会推進の一助となっていることがうかがえる。対して障害福祉課は指標がなく評価が困難であるとの理由から以前行っていた不動産屋等への周知活動もコロナ等によりできていない様子と考えられる。		
助言等	大分県居住支援協議会や市内に2か所ある居住支援法人と協力し、効率的な周知方法等について話し合いをおこなってはどうか。民間共同住宅についてどの程度必要とされているかが定かではないため、障害計画の策定において行ったように調査を実施してはどうか。		

評価結果をふまえた対応

対応する時期	来年度以降
具体的な対応	(施設整備課)今後施行する市営住宅建設事業においても、関係団体等へのヒアリングを行った上で、障害のある人にとって必要とされる住戸を確保するよう努めます。また、段差解消などにより市営住宅のバリアフリー化を進めます。 (障害福祉課)不動産会社と連携し、入居ニーズに合った物件紹介ができるよう情報の共有を図る。第7期障がい者福祉計画の策定(令和5年度中)において、調査を実施する。

プラン変更の要否

プラン変更の要否	否
修正前	(施設整備課)市営住宅の段差解消工事等を行う。 (障害福祉課)居住支援協議会等の住宅セーフティーネット関連の情報周知に努める。
修正後	

No	11	分類	生活環境に関する合理的配慮(保証人制度の整備)	担当課等	障害福祉課
条文	第11条第3項	市は、障害のある人の民間住宅の賃借を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる保証人制度の整備に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	賃貸借契約の際に保証人を求められるケースが多く、保証人を立てられない障がいのある人が契約を締結できない場合がある。		保証人の有無などに関わらず、必要な人が民間住宅を賃借できる状態		
中長期方針	民間住宅を賃借する際の保証人制度に関する支援策を実施する。				
年度計画	住宅セーフティネット制度や家賃債務保証制度等の周知を行うとともに、問い合わせに対して適切な相談窓口を案内する。地域移行・地域定着支援分科会の活動と連動させ、居住支援法人や住宅確保要配慮者の住宅探しの協力店等と支援者が連携できる環境を整備する。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	27,000,000円	内容	基幹相談支援センター等委託料:4か所
	<ul style="list-style-type: none"> ・大分県指定居住支援法人に別府市障害者自立支援協議会実務担当国会議地域移行・地域定着分科会にオブザーバーとして参加してもらい、居住支援強化に向けた意見交換等を行った。 ・賃借に関する問合せについては、適宜大分県指定居住支援法人や協力店等を紹介した。 			
内部評価	困難度	新型コロナウイルス感染症の影響で、対面による会議が制限された。		
	達成度	計画を達成できた。		
	総合	A	内部評価のポイント	居住支援法人の分科会参加が実現できた。
今後の取組	住宅確保要配慮者の住宅探しの協力店等と支援者が連携できる環境整備を進める。			

外部評価

評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()		
評価の理由	居住支援法人の分科会参加は確かに実現したものの、担当者の辞職等もあり参加は限定的であったため、十分な連携ができていたとは言い難い。また、従前より検討事項としてあがっているが、家賃保証債務制度はそもそも保証人の有無に関わらず住居賃借の債務についての制度であるため、保証人がおらず住居契約ができない方への支援制度としては不十分であると思われる。				
助言等	保証人の問題については、生活保護者の市営住宅入居について市の裁量で保証人不要とできないかひとくらし支援課や公営住宅担当課等との協議や市議会等で検討していただきたい(そもそも頼れる人がいないので生活保護となる方が多いため)。公営住宅法等との関わりが出てくると思われるが、これが為されれば限定的ではあるものの住居に困る方が減ると考えられる。※ただし、保証人不要を目標として生活保護を取得しようとする方も出る恐れあり。				

評価結果をふまえた対応

対応する時期	今年度中
具体的な対応	他課と連携して、居住要配慮者の居宅探しに協力する不動産店での手続を簡素化する方法を検討する。

プラン変更の要否	否
修正前	自立支援協議会内の地域移行・地域定着支援分科会を活用し、居住支援に関する協議を医療・福祉・居住支援法人・不動産会社で行い、居住支援ネットワークを構築する。
修正後	

No	12	分類	生活環境に関する合理的配慮(公共的施設の設備の確保)	担当課等	障害福祉課
条文	第11条第4項	市及び事業者は、公共的施設において、障害のある人にとって必要とされる設備の確保に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	市の公共施設については、障がいのある人が利用する際の配慮が十分とはいえない。			市の公共施設については、可能な限り様々な障がいに配慮されたものであること。	
中長期方針	障がいのある人にとって配慮が必要な箇所を特定し、改善する。				
年度計画	市障害者自立支援協議会当事者部会の意見や市ホームページ上の意見募集等を通じて必要な情報を収集し、今後の施設整備の参考とする。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	2,882,000円	内容	バリアフリー調査委託料
	<p>・市内歩道のバリアフリー調査の一環として、Fix My Street Japanによりバリアフリーが必要な箇所の投稿を期間限定でできるようにし、14件投稿があった。<参考資料③>スマートフォンが利用できない方には、市ホームページの公共施設の合理的配慮に関する意見募集のページを案内した。また、当事者団体や関係施設とともに現地調査を2か所で実施し、現状把握と共に意見等を聴取した。</p> <p>・市ホームページの公共施設の合理的配慮に関する意見募集のページに3件投稿があり、関係すると思われる課へ情報提供を行った。<参考資料④></p> <p>・大分県電子申請システムを利用して、合理的配慮や、親亡き後等に関する動画を視聴した感想等を書かせるレポート提出形式の研修を実施した中で、公共施設で合理的配慮が必要と思われる事例についても設問に加え、新採用職員、並びにこれまで研修受講未経験だった職員も含め、183名より回答を得た。<参考資料②></p>			
内部評価	困難度	新型コロナウイルス感染症の影響で、対面による情報収集が難しかった。		
	達成度	計画を達成できた。		
	総合	A	内部評価のポイント	中長期方針達成に向けた情報収集ができた。
今後の取組	ホームページによる意見募集フォーム利便性向上のための修正			

外部評価

評価	A	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性	<input type="checkbox"/> 達成度	<input type="checkbox"/> その他 ()
評価の理由	実施内容については優れたものであると考える。さまざまな方向からアプローチを行っており、前年と比較しても意見聴取数は大幅に増えていること、他課と情報共有を行っていること等が評価できる。継続して聴取方法や聴取数の増加に努めていただきたい。				
助言等	Fix My Street Japan、市のホームページ、電子申請システムと取組の大半がデジタルなものになっていることが懸念される。市の公共施設(体育館等)にはご意見箱がある場所とない場所もあり、また、施設の改修についての意見を書いて良いがわからない方もいるため、意見用紙への記載について注意書きを追加する等の工夫もしてはどうか。				

評価結果をふまえた対応

対応する時期	来年度以降
具体的な対応	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律に基づき、アナログとデジタルを問わず施設についての意見募集を柔軟にできるよう啓発する。
プラン変更の要否	否
修正前	別府市障害者自立支援協議会の意見や市ホームページの意見募集等を通じて、今後の施設整備の参考となる情報を関係課等と共有する。
修正後	

No	13	分類	生活環境に関する合理的配慮(公共交通機関の利用の円滑化)	担当課等	政策企画課
条文	第11条第5項	市及び事業者は、障害のある人の公共交通機関の利用を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる体制の整備及び研修の実施に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	ノンステップバスやリフト付きタクシーの台数が少ないなど、障がいのある人が必要ときに利用できる状態とはいえないのが現状である。			バスやタクシーなど十分な台数が確保されているなど、障がいのある人が公共交通機関を利用したいときに利用できる状態	
中長期方針	交通事業者が障がいのある人の利便に資するような輸送サービスを改善できるような環境づくり等を行う。				
年度計画	別府市公共交通活性化協議会において、障がい者福祉団体代表委員等から交通弱者のニーズ把握に努め、交通事業者との共通理解を図る。 また、交通事業者に対しバリアフリー車両の導入及び乗務員への研修等実施を要請する。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	経費(概ね)	0円		内容	<p>○昨年度に引き続き、交通事業者に向けた研修実施の依頼を行ない、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、亀の井バス株式会社で人数制限の上で研修を実施した。</p> <p>○大分交通株式会社においては、新入社員および乗務員を対象に社内研修を実施した。</p> <p>○ノンステップバス及びリフト付(UD)タクシーの導入について、交通事業者に引き続き要請を行なうのと同時に、バス事業におけるバリアフリー車両の導入状況調査を行った。大分交通はノンステップバス1台購入。複数タクシー事業者においてUDタクシーを増備。</p> <p>○バスロケーションシステムにおいて、ノンステップバス運行車両の情報提供実施。</p> <p>○公共交通利用実態調査実施。ユーザーのニーズを調査し、福祉担当課と輸送サービスの現状と改善について協議した。</p>
	内部評価	困難度	バリアフリー車両の導入については、新型コロナウイルス感染症の影響により、各事業者とも非常に厳しい経営状況であり、車両購入には中々つながらない状況。 また乗務員不足、高齢化、資格保有者の確保という課題もある。		
	達成度	ソフト面・ハード面共に一定程度達成できた。			
	総合	B	内部評価のポイント	交通事業者に向けた研修の実施により意識改革を進めた。	
今後の取組	引き続き利用者のニーズ把握に努め交通事業者との共通認識のもと、輸送サービスの維持、改善に向けて、ハード面ソフト面共に進めて行く。ハード面では交通事業者のバリアフリー車両の導入促進、ソフト面では交通事業者に向けた研修の継続的実施を依頼する。				

外部評価					
評価	B	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 達成度	<input type="checkbox"/> その他 ()
評価の理由	・研修を受けて考え方の変化が見えない(障がい当事者から差別扱いされたりとの報告あり)。・UDタクシーを増備とあるが、設備を使えない等乗務員より利用を拒否された事例がある。・今後も利用者のニーズ把握をしていく事は必要。事業者の研修も必要であるが、利用者にも利用の仕方について周知していく必要がある。・ソフト面での達成までには至っていないのではないかと。				
助言等	・研修はバスだけでなく、タクシー等にも展開を。・公共交通利用実態調査実施。ユーザーのニーズとあるが、知らない障がい当事者が多いので明確にする。・乗務員全てが対応出来るスキルを持って欲しい(対応や介助)。・UDタクシーの導入は耳にするが、扱える運転手がないとのことで、障がい当事者団体等と連携の研修の実施を行ってほしい				

評価結果をふまえた対応	
対応する時期	今年度中
具体的な対応	<p>研修の実施については引き続き、タクシー、バス、JRに対して働きかけを行い、理解を深めていきたい。</p> <p>別府市公共交通活性化協議会の障がい者団体代表委員を通して、利用者のニーズ等について情報共有を行なっていきたい。</p> <p>UDタクシーの導入等ハード面については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け各交通事業者の経営状態は非常に厳しくなっており、難しい状況であるが、引き続き働きかけを行いたい。</p>

プラン変更の要否	否
修正前	別府市公共交通活性化協議会において、障がい者福祉団体代表委員等から交通弱者のニーズ把握に努め、交通事業者との共通理解を図る。 また、交通事業者に対しバリアフリー車両の導入及び乗務員への研修等実施を要請する。 交通弱者の外出支援について、継続的に進めるため福祉担当課と協議する。
修正後	

No	14	分類	防災に関する合理的配慮(防災に関する計画)	担当課等	防災危機管理課 障害福祉課
条文	第12条第1項	市は、障害のある人に対する災害時の安全を確保するため、防災に関する計画を策定するに当たっては、障害のある人にとって必要とされる配慮に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	避難行動要支援者名簿を作成した。また、名簿掲載者のうち同意をいただいている人の個別支援計画は作成済み。		地域防災計画に障がいのある人への配慮について定める。		
中長期方針	障がいのある人に特化した個別の防災計画を策定するものとする。				
年度計画	(防災危機管理課)南海トラフ地震津波被害想定地域に居住している障がいのある人に対して、優先的に個別計画作成が必要な人を確認し、個別支援計画作成をスタートする。施設等責任者への学習会の開催。医ケア児・者の把握、把握の手法、支援ネットワークの構築に向けての取組開始。障がい者安心ネットワークの構築。(障害福祉課)避難行動要支援者システムの運用に関するルーティンを確立し、個別支援計画の作成を順次行う。令和3年度より備蓄物資が未配置の福祉避難所へ順次、購入・配置する。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	(防災危機管理課)	経費(概ね)	40万円+30万円(報告書とガイドブック)	内容	関係者によるネットワーク会議開催、情報把握のためのアセスメントシート記入依頼、関係機関を周り協力要請
	(障害福祉課)	経費(概ね)	658,350円	内容	ダンボールベッド等の購入
内部評価	困難度	(防災危機管理課)コロナ感染症感染拡大により、開催内容について制約があった。福祉事業所等理解が得られていないところからのアセスメントシート記入が出来ていない。アセスメントシート回収後の整理を行う人員がいない。			(障害福祉課)避難行動要支援者名簿の名簿掲載者の個別支援計画を地域主体で策定してく方針であるが、地域での結びつきの強弱があるため、一律には進行しない。
	達成度	南海トラフ地震津波被害想定地域99名については情報把握ができ、方法は構築できた。おおよそ関係者には理解・協力が得られた。「報告書」と「医療的ケアが必要な人と家族のための災害時対応ガイドブック支援者版」の作成。			避難行動要支援者名簿の配布に関して完了。
	総合	A	内部評価のポイント	防災危機管理課 A 障害福祉課 A	計画の遂行自体は順調である。
今後の取組	(防災危機管理課)コロナ感染症が落ち着けば、情報把握者の個別支援計画を作成し、実際に訓練を開催する。医療的ケア児・者についての支援ネットワークの構築を行う。 (障害福祉課)毎年度定期業務として、名簿等の内容更新を行い最新情報として避難支援等関係者に配布する。未配置の備蓄物資に関しては順次、購入・配置を予定。				

外部評価

評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()		
評価の理由	・関係者によるネットワーク会議開催、等とあるが、障がい当事者へのアセスメントが進んでいない。・事業は進んでいるが障がい当事者への浸透率が低い。・コロナ禍ではあるが、障害福祉課、防災危機管理課共に、少しずつであるが取り組んでいる。・避難場所についても確認できていないまま、個別支援計画を作成する事は難しい。障がいを持つ方がたくさん暮らしている地域での避難対応は、住民の方だけでは補えない。防災危機管理課と障害福祉課で避難計画にどのような内容を明記すれば良いかを確認してもらいたい。				
助言等	・他課との連携を強めて進めてもらいたい。・コロナ感染症が落ち着けばとあるが、災害はいつ来るかわからないので迅速な取組をお願いします。・個別支援計画の普及方法を話し合いが必要。(当事者への浸透率は低い。市報等の活用、個別の案内等)				

評価結果をふまえた対応

対応する時期	来年度以降
具体的な対応	(防災危機管理課)別府市としてどのように進めていくのか関係部課と協議し、取り組みの方向性と体制整備を急ぐ。次年度においては、障がい当事者等に個別計画作成の取り組みが行われていることが認知出来るよう進める。障がい者ネットワーク会議などでインクルーシブ防災の進め方など、当事者や家族と共に議論する場や災害について学ぶ場を作る。 (障害福祉課)個別避難計画作成を担う体制を構築する。

プラン変更の要否	要
修正前	(防災危機管理課)新型コロナウイルス感染症が落ち着けば、情報把握者の個別支援計画を作成し、実際に訓練を開催する。医療的ケア児・者についての支援ネットワークの構築を行う。 (障害福祉課)避難行動要支援者システムの運用に関するルーティンを確立し、個別支援計画の作成を順次行う。備蓄物資が未配置の福祉避難所へ順次、購入・配置する。
修正後	(防災危機管理課)個別避難計画の具体的な内容などを含め関係部課と協議し、別府市としての取組の方向性と体制整備を行う。次年度以降、障がい当事者等に個別避難計画作成の取組が行われていることが認知出来るよう進める。インクルーシブ防災の進め方など、当事者や家族と共に議論する場や災害について学ぶ場を作る。 (障害福祉課)避難行動要支援者システムの運用に関するルーティンを確立し、個別支援計画の作成を順次行う。備蓄物資が未配置の福祉避難所へ順次、購入・配置する。

No	15	分類	防災に関する合理的配慮(減災の仕組みづくり)	担当課等	防災危機管理課 障害福祉課
条文	第12条第2項		市は、障害のある人及びその家族が災害時に被る被害を最小限にとどめるため、災害が生じた際に障害のある人にとって必要とされる援護の内容を具体的に定め、その整備を継続的に行うよう努めるものとする。		
現状と目標	(現状)		(目標)		
	障がいのある人やその家族にとって必要とされる災害時の援護の体制が十分でない。		地域の住民・社会資源と結びつき、援護につなげる体制ができています。		
中長期方針	障がいのある人やその家族に対し減災・防災に向けた意識啓発を行い、及び援護体制の整備を行う。				
年度計画	(防災危機管理課)防災危機管理課が福祉フォーラムin別府・速見実行委員会とともにやっている「別府市インクルーシブ防災事業」を協働で行う。福祉避難所として協定を結んでいるところには、福祉事業所BCP(事業継続計画)作成研修会に参加してもらい、福祉避難所として活動できるよう準備してもらう。訓練を開催する。(障害福祉課)減災・防災に向けた意識啓発を促す防災マニュアルを障がい福祉ガイドブックに合冊し、特に3障がい新規手帳取得者に対して広く周知を行う。福祉避難所となり得る施設の検討を行う。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	(防災危機管理課)	経費(概ね)	50万円+40万円(報告書)	内容	病院での研修、高齢者入所施設にて3回研修を開催
	病院についてはコロナ感染症感染拡大のため、1回開催しただけで外部者は伺うことが出来なかった。施設長をはじめ、各セクション長が参加し、研修とともに自施設について講師の要望する具体内容について回答を作成し、BCP作成についての必要内容について学ぶことが出来た。今後は添削等に対応する。				
内部評価	(障害福祉課)	経費(概ね)	0円	内容	防災・減災には自助が非常に重要であるため、その意識付けとして障害手帳の申請及び相談者に対して障がい福祉ガイドブックを配布しているが、そのガイドブックに防災啓発マニュアルを合冊し該当者にすべからず配布した。
	困難度	(防災危機管理課)コロナ感染症感染拡大を懸念して、外部からの人数を制限した。また、訓練開催は断念した。		(障害福祉課)防災に対する意識を持続させることは非常に難しく、平準的な啓発の機会の確保が困難である。	
達成度	昔にはBCP作成のひな型が多く出回っているが、施設長をはじめ各セクション長が学び、それぞれが宿題に対応することによって理解し、いざという時の対応が出来る。報告書の作成。		ガイドブックを受取った人は、言い換えると障害手帳の所持者であるためすべての障がい者又は家族に啓発マニュアルは行き届いている。		
総合	A	内部評価のポイント	防災危機管理課 A	障害福祉課 A	手交は周知手段としてはアナログ的であるが、必ず対象者には行き届いている。
今後の取組	(防災危機管理課)今回はコロナ感染症感染拡大懸念のため、高齢者入所施設のみしか受入してもらえなかったが、コロナ感染症が落ち着けば、他施設や事業所に対して行っていく予定である。 (障害福祉課)障がい福祉ガイドブックに合冊する方式を維持し、啓発内容のブラッシュアップを図っていく。更なる福祉避難所協定締結施設を開拓する。				

外部評価					
評価	B	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 達成度	<input type="checkbox"/> その他 ()
評価の理由	・障害手帳の申請及び相談者に対して障がい福祉ガイドブックを配布しているとあるが、以前から取得されてる方の手には行き渡っているのか。・障害を持つ方や高齢者等や、その家族に防災意識を持ってもらう事は必要だが、災害時の援護体制をつくる為には、別府市に住む全ての人に周知が必要なのは？・コロナ禍ではあるが、障害福祉課、防災危機管理課共に、少しずつであるが取組んでいる。・コロナ禍でも自然災害が起る可能性があることを踏まえ、幅広い障害者(または家族)に対し、防災への意識を持続させるための取組が必要と思われるが、実施内容が見えないため。・障害福祉ガイドブックの配布状況(毎年すべての人に届いているのか)と合冊になっていることを理解しているか				
助言等	・市報などを活用し、一人でも多くの方に啓発マニュアルのを知っていただく。・福祉避難所のマニュアル作成が必要と感じる。・防災危機管理課が福祉フォーラムin別府・速見実行委員会とともにやっている「別府市インクルーシブ防災事業」を協働で行うとあり取組は分かるが、アウトプットして市民全体で取り組める体制づくりを行う。・BCPの勉強会が必要と考える。・福祉避難所開所時期が一般と同じになったこと、どこの施設に何人収容可能等早急に情報開示を行う。				

評価結果をふまえた対応	
対応する時期	来年度以降
具体的な対応	(防災危機管理課)次年度は、ネットワーク会議の継続、深化。障害者団体や自治会、民生児童委員、福祉専門職などに向けて、理解と協力を得るための進捗説明会、研修会や訓練等を毎月1回(5月～翌2月)開催する。 (障害福祉課)市報に防災マニュアルの紹介を掲載し、あわせて、QRコードを表示することで電子版に容易にアクセスできるようにする。印刷版を障害福祉課窓口だけでなく各出張所、地区公民館などでも入手できるようにする。

プラン変更の要否	要
修正前	(防災危機管理課)新型コロナウイルス感染症が落ち着けば、高齢者施設以外の施設や事業所に対してBCP作成を行っていく。 (障害福祉課)減災・防災に向けた意識啓発を促す防災マニュアルを障がい福祉ガイドブックに合冊し、特に3障がい新規手帳取得者に対して広く周知を行う。福祉避難所となり得る施設の検討を行う。
修正後	(防災危機管理課)引き続き社会福祉施設等に対しBCP作成の勉強会を行っていく。インクルーシブ防災の認知を高め、理解・協力を得るための関係者に向けた研修会や訓練を行う。 (障害福祉課)減災・防災に向けた意識啓発を促す防災マニュアルを障がい福祉ガイドブックに合冊し、特に3障がい新規手帳取得者に対して広く周知を行う。福祉避難所となり得る施設の検討を行う。

No	16	分類	雇用及び就労に関する合理的配慮等 (雇用・就労の環境整備)	担当課等	職員課
条文	第13条第1項	市及び事業者は、障害のある人にとって必要とされる雇用及び就労に関する環境を整備するよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	平成26年度に身体障がい者の受験資格要件を緩和するとともに、合理的配慮の求めがあった場合可能な限り対応することとしている。就労環境の整備については改善の余地がある。		障がい者が採用試験受験や就労の障壁になることがない状態		
中長期方針	採用試験における合理的配慮を推進するとともに、職場のユニバーサルデザイン化その他就労環境の整備を進める。				
年度計画	引き続き、法定雇用率以上の雇用を継続するとともに、障がいのある人から合理的配慮の求めがあった場合、その都度対応するものとする。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	0円	内容	令和3年度は、9月、10月に職員採用試験の第1次試験を実施。市報、別府市ホームページ、別府市Facebook、別府市公式LINEアカウントを通じて広報を行った。また、県内の支援学校等にも申込案内を送付し広く申込者を募った。 また、令和3年度職員採用試験では、障がいのある方を対象にした試験も実施した。この試験では、1名の申込があり、受験に係る配慮の要否について確認を行ったが、必要ないとのことであったため、特別な配慮は実施しなかった。	
	内部評価	困難度	達成度	総合	内部評価のポイント
				B	計画を概ね達成したため。
今後の取組	広報活動については、引き続き、障害福祉課と連携を取りながら進めていきたい。就労環境の整備については、別府市障害者活躍推進計画に基づき、定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。				

外部評価

評価	A	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性	<input type="checkbox"/> 達成度	<input type="checkbox"/> その他 ()
評価の理由	配慮という点において、情報の多角性がまず評価できる。LINEでの広報は現環境に適しており、複数のメディアを利用したことにより市報とホームページのみであった頃をはるかに上回る情報拡散力を発揮できていると思われる。また、令和2年度から取組まれている別府市障害者活躍推進計画の取組もあり、法定雇用率を常に満たすことができている現況も良い。				
助言等	合理的配慮の求めがなかったため、実際には行わなかったと内部評価欄にあるが、合理的配慮については求めているもそれらを伝えることで試験に不利になる、といった考えを持っている方もいるため、①具体的な配慮例、②配慮を求めることで採否に関わらないことの2点を伝えることが重要ではないかと感じます。もしもすでに伝えてあるのであれば、採用の広報時にもそれらを様々な手段で伝えることを考えていただければ幸いです。				

評価結果をふまえた対応

対応する時期	来年度以降
具体的な対応	合理的配慮について試験案内に車いすの使用や、点字等の例は記載しているが、配慮を求めることで採否に関わらないことについての記載はされていないため、記載することとしたい。
プラン変更の要否	否
修正前	引き続き、法定雇用率以上の雇用を継続するとともに、障がいのある人から合理的配慮の求めがあった場合、その都度対応するものとする。
修正後	

No	17	分類	雇用及び就労に関する合理的配慮等 (就労へ向けての支援体制づくり)	担当課等	障害福祉課
条文	第13条第2項	市は、障害のある人の希望と適性に応じ、障害のある人が一般就労又は福祉的就労を行えるよう、行政、企業、福祉、医療その他の関係者による支援体制を広げるよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	希望と適性に応じた就労を行うことができない人が多く存在する。		 	多くの障がいのある人が、希望と適性に応じた一般就労・福祉的就労を行うことができる。	
中長期方針	支援体制を構築するため、雇用・就労ネットワークを構築するものとする。				
年度計画	一般就労を希望した際に、どのような課題が生じるのかを把握し、事例について検討を行う。医療機関等への周知は前年に引続き行っていく。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	0円	内容	
	障害者自立支援協議会就労部会において、障がい福祉サービスに繋がっていない人を、福祉就労等の必要な障がい福祉サービスに繋げることを目的に作成した、就労支援事業所の冊子内容を追加修正し、ホームページに掲載した。			
内部評価	困難度	市内事業所に呼びかけるも、返信がなかったりと情報がなかなか集まらなかった。		
	達成度	市の窓口で希望者に対し就労事業所一覧の情報提供を行うことができた。		
	総合	B	内部評価のポイント	計画を概ね達成できた。
今後の取組	就労部会で、B型事業所の連携強化・一般就労に向けた支援の在り方などを探っていく。			

外部評価

評価	B	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()		
評価の理由	現状の取組は情報の取得に関する支援が主となっているが、その部分は更新・訂正等がなされており、時間がかかってはいるものの評価できる。コロナ禍もあってか、一般就労への課題検討や支援体制の拡大(福祉の事業所数は増えているが企業や医療等はなかなか参画できていない)があまり上手くいっておらず、福祉的就労のことが中心となっている様子が見受けられる。				
助言等	最近是一般就労という言葉においてもA型や障がい者枠での雇用等がないままに表現されていることが多く、取り組む際に焦点がぶれてしまうことがあるため、条例内の条文に対して理解を深めることでより的確な目標設定ができるのではないかと。				

評価結果をふまえた対応

対応する時期	今年度中
具体的な対応	就労支援事業所の冊子やホームページの情報については、今後も随時追記・修正を行っていく。制度や条文を理解していけるよう部会内でも検討していきたい。

プラン変更の要否	否
修正前	一般就労を希望した際に、どのような課題が生じるのかを把握し、事例について検討を行う。医療機関等への周知は前年に引続き行っていく。
修正後	

No	18	分類	雇用及び就労に関する合理的配慮(雇用創出の促進)	担当課等	職員課	障害福祉課
条文	第13条第3項	市は、障害のある人の就労を推進するため、障害の適性に応じた雇用の創出の促進に努めるものとする。				
現状と目標	(現状)			(目標)		
	障がいのある人の雇用先が少ない。			障がいのある人にとって多様な雇用先が確保されている状態		
中長期方針	障がいのある人の民間での雇用を促進するとともに、市役所での雇用の場の確保を検討する。					
年度計画	(職員課) 障がいのある人のための、新たな雇用の場の確保を検討するものとする。 (障害福祉課) 障がいのある方を雇用する際の支援制度について周知を行う。					

実施結果及び自己評価

実施した内容	(職員課)	経費(概ね)	0円	内容	
	令和3年度職員採用試験では、障害のある方を対象として2名募集した。				
内部評価	(障害福祉課)	経費(概ね)	0円	内容	
	新型コロナウイルスの感染拡大の状況を鑑み、模擬面接会は実施できていない。				
内部評価	困難度	(職員課)			(障害福祉課)
	達成度	障がいのある方を対象として2名募集した。1名の申込があったが採用には繋がらなかった。			実施できていない。
	総合	B	内部評価のポイント	職員課 B 障害福祉課 B	採用試験を実施したが、雇用には繋がらなかった。
今後の取組	(職員課)引き続き雇用の場を確保を検討し、採用に向けて取組む。 (障害福祉課) 実施できなかった市内の障がい者雇用の状況を把握し、雇用の可能性を探るため、企業の障がい者雇用に対する考え等を収集する。				

外部評価

評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 達成度	<input type="checkbox"/> その他 ()
評価の理由	職員課については採用に至らなかったものの募集を継続して雇用できる枠を維持できていることが評価できる。障害福祉課については支援制度の周知を目標としていたが、コロナ禍によって未実施であることは理解の範疇と言える。ただし、制度周知については書面郵送やZoomといった手段も検討されたのかどうか疑問が残る部分もある。双方を鑑みて総合評価を示した。				
助言等	別府市における雇用の創出は長期に渡って課題となっており、大手企業(杉乃井、城島等)の協力もあるものの、多様な雇用先であるとは言い難い状況が続いている。これらの状況を打開するためには福祉の分野である就労部会を離れた企業側の意見が必要かもしれない。中小企業同友会等は太陽の家など一部の事業所と連携されているが、ネットワークを広げていただく必要があるのではないだろうか。				

評価結果をふまえた対応

対応する時期	来年度以降
具体的な対応	(職員課)令和3年度職員採用試験では、障害のある方を対象として2名募集したが採用には至らなかったため、令和4年度においても、同様に募集している。雇用の創出については、新たな雇用の場を確保できるよう引き続き検討を行う。 (障害福祉課)昨年度に引き続き、コロナウイルスの影響で合同説明会が中止になっている。助言いただいた内容についても今後検討していきたい。

プラン変更の要否

否

修正前	(職員課) 障がいのある人のための、新たな雇用の場の確保を検討するものとする。 (障害福祉課) 障がいのある方を雇用する際の支援制度について周知を行う。
修正後	

No	19	分類	保健及び医療に関する合理的配慮 (医療に関する支援)	担当課等	障害福祉課
条文	第14条第1項	市は、障害のある人及びその家族が安心して医療を受けられるよう、福祉、保健、医療、自治委員、民生委員、児童委員その他の関係者と連携し、障害のある人及びその家族の置かれている実情への理解を深め、支援に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	医療の分野では合理的配慮の推進の余地がある。また、関係者・関係機関の間での連携体制は十分でない。			関係者・関係機関の間で十分連携がとれ、かつ医療の分野での合理的配慮が十分なされている状態	
中長期方針	関係者・医療機関の間で連携がとれるような仕組みを構築するとともに、医療分野での合理的配慮を推進するための施策を講ずる。				
年度計画	別府市医師会の運営委員会等において、障害福祉サービスについて周知するとともに、医療機関側での障がいのある人の受診における課題についてヒアリングを行い、障がいのある人が感じる課題、医療機関側の感じる課題を整理する。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	内容			
	令和3年度については、新型コロナウイルス第4波、第5波および第6波による医療機関への影響を考慮し、計画に予定していた内容については実施せず。				
内部評価	困難度	新型コロナウイルス感染者の受け入れや感染対策を徹底しての通常診療、ワクチン接種対応等、医療関係者が疲弊していると思われる状況下で取り組みを進めることは困難。			
	達成度	同上			
	総合	C	内部評価のポイント	困難な事情があり、具体的な取組がないため。	
今後の取組	取組自体は継続とするが、新型コロナウイルス感染症の流行状況を見ながら、医師会に出向くタイミング等を検討する必要がある。				

外部評価

評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()		
評価の理由	取組の方向性は正しく、計画の妥当性も高いことが評価できる。また、医療関係者の疲弊を考慮されたとのことで達成できなかったのであれば、ヒアリングに至るまでの検討も行われたことが予測されるため、具体化しなかったもののそこに至るまでの積み重ねはある程度あったものと評価できる。				
助言等	主たる医療機関となりうる専門病院だけでなく、日常的な範囲の医療(内科、歯科等)においても合理的配慮が必要な場面は多く見られており、受診に同行できるものがない場合にむし歯等の不調が悪化してしまうこともある様子。本人の受診拒否については別問題ともなるが、医療機関側の受け入れ態勢の整備のためにも市内医療機関に合理的配慮マニュアル等を送付することも目標到達への一助となるのではないかと。				

評価結果をふまえた対応

対応する時期	来年度以降
具体的な対応	令和4年度下半期について、第8派の到来やインフルエンザとの同時流行予想が報道されている状況であるため、今年度中に医療機関(医師会含む)にアプローチすることは困難が伴う。委員の助言内容も踏まえた具体的な働きかけの内容について検討を行っていく。

プラン変更の要否

否

修正前	別府市医師会の運営委員会等において、障害福祉サービスについて周知するとともに、医療機関側での障がいのある人の受診における課題についてヒアリングを行い、障がいのある人が感じる課題、医療機関側の感じる課題を整理する。(ただし新型コロナウイルス感染症の感染状況等も踏まえ時期を考慮する必要がある)
修正後	

No	20	分類	保健及び医療に関する合理的配慮 (緊急事態の際の対応の確立)	担当課等	障害福祉課
条文	第14条第2項	市は、障害のある人及びその家族に緊急を要する事態が発生した場合の対応を確立するよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	精神障がいのある人には「大分県精神科救急電話相談センター」が相談窓口となり、同センターについては障害福祉課で周知を行っている。		常に緊急時に対応できる相談窓口や医療につなぐ仕組みが整備されている状態		
中長期方針	緊急事態の際の対応の確立				
年度計画	基幹相談支援センターでの24時間相談体制を引きつづき実施する。また、平成30年度に開始した「緊急対応型ショートステイ事業」の委託契約事業者数を増加させる。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	経費(概ね)	27,115,500円	内容	基幹相談支援センター等委託料27,000,000円、緊急対応型ショートステイ事業委託料115,500円	
	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターを4か所に委託し、24時間体制の相談対応を実施した。 ・緊急対応型ショートステイ事業を9か所に委託し、2件利用があった。 				
内部評価	困難度	予算の確保			
	達成度	緊急対応型ショートステイ事業委託先は増加できなかったが、その他は概ね達成できた。			
	総合	A	内部評価のポイント	事業者数は増えていないが、地域生活支援拠点等整備で求められる「緊急時の受け入れ・対応」が機能していることが確認できた。	
今後の取組	居宅介護事業所も地域生活支援拠点等整備に求められる「緊急時の受け入れ・対応」の受け皿にできるよう具体策を検討する。				

外部評価					
評価	A	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 達成度	<input type="checkbox"/> その他 ()
評価の理由	緊急対応型ショートステイ事業の委託先については一昨年度増加した事業所数を保つことができている。ただし、実際に受け入れることができるかどうかはその時の事業所状況によること、拠点ヘルパーの登録も含め、さらに体制を厚くすることを期待したい。				
助言等	緊急対応については相談部分を主に基幹相談支援センターが受け持っているが、それらと緊急対応型ショートステイ事業は紐づいておらず、夜間の対応等には未だ不安はある。情報の周知と窓口の明確化が必要かも知れない。				

評価結果をふまえた対応		
対応する時期	来年度以降	
具体的な対応	障害者緊急対応型ショートステイ事業が利用できる条件と場合をフロー図化し事業者に示す。	

プラン変更の要否	否	
修正前	基幹相談支援センターの24時間相談体制を引き続き実施する。また、緊急対応型ショートステイ事業を引き続き委託するとともに、居宅介護事業所も含め委託事業者を増やせるよう努める。	
修正後		

No	21	分類	保健及び医療に関する合理的配慮 (保健事業・医療支援の利用円滑化)	担当課等	健康推進課	障害福祉課
条文	第14条第3項	市は、障害のある人の保健事業又は医療支援の利用を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる制度の整備を行うよう努めるものとする。				
現状と目標	(現状)			(目標)		
	健康教室は障がいのある人の利用が多いとはいえず、健康診断は配慮が十分とはいえない。また、医療支援としては重度障害者医療費助成制度があるが、申請が必要であり、障がいのある人にとって負担となっている。			健康教室・健康診断は、障がいのある人に対する配慮が十分になされ、利用しやすい状態にある。重度障害者医療費助成制度は、来庁せずとも助成が受けられる仕組みになっている。		
中長期方針	健康教室・健康診断については、障がいのある人にどのような配慮が必要か検討し、実施する。重度障害者医療費助成制度については、来庁せずとも助成が受けられる仕組みを構築する。					
年度計画	(健康推進課)保健事業(健康診査等)について、障害のある人への対応方法を、市報やホームページなどの広報のほか、関係機関等の協力を得るなどして、わかりやすく広報する。 (障害福祉課)新年度受給者証を一括送付する7月下旬に合わせ所得制限の判定を完了し、所得制限実施後は対象者および家族からの問合せ等に対応できるよう、重度医療担当職員(会計年度職員含)で共通認識を持っておく。					

実施結果及び自己評価

実施した内容	(健康推進課)	経費(概ね)	0円	内容	①レントゲン車での肺がん検診ができない障がいのある人に対しては、その対応ができる健診実施先を広報等で広報している。 ②ケーブルテレビでのお知らせの際には、読み上げテロップを併用するなどしてより分かりやすくしている。
	(障害福祉課)	経費(概ね)	0円	内容	自動償還払いが定着し、障害者が来庁せずとも支給できるようになった。 新年度受給者証を一括送付する7月下旬に合わせ所得制限の判定を完了し、所得制限実施後は対象者および家族からの問合せ等にスムーズに対応できた。
内部評価	困難度	(健康推進課) よりわかりやすく、幅広い広報することが困難であった。			(障害福祉課)
	達成度	市報にて周知を行っているので、当初の計画は達成できた。			当初の計画は達成できた
	総合	B	内部評価のポイント	健康推進課 B 障害福祉課 A	困難な事情がありつつも、概ね計画を達成しているため。概ね計画とおりに完了した
今後の取組	(健康推進課)各健診機関で障害に応じた方法を検討、実施されている。引き続き、障害のある人等配慮を要する人が安心して健診を受けられるよう、健診委託先と情報を共有し、市報など多様な方法で周知を行う。 (障害福祉課)自動償還制度を定着させ、スムーズに業務遂行できるよう、県や各市町村と連携と取る。				

外部評価

評価	B	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()
評価の理由	重度医療受給への取組は従前より努力がみられている。その他の保険事業については障がい当事者の円滑な利用というよりは母数の増加、認知度の向上のほうが求められているように感じる。また、集合型の健康教室についてはコロナ禍にて全体的な参加者が減っていることが考えられるため、オンライン放送も兼ねて行うことで当事者への配慮や多様性について促進されるものと思われる。		
助言等	No19同様市内医療機関へ合理的配慮ハンドブックを配布または説明する機会を設けてはどうか。		

評価結果をふまえた対応

対応する時期	今年度中
具体的な対応	(健康推進課)・健康診査の市民への広報や受診勧奨については、媒体をカラーにする等受診者数の増加に向けて取り組んでいる。またWEB予約が可能な健診会場も設定するなど利用しやすい環境を順次整えている。健康教室などの保健事業は令和5年度より集合型と合わせてオンラインでの開催も検討している。様々な感染症の拡大予防や多様性が促進される等多くの方の参加が可能になる。

プラン変更の要否

否

修正前	(健康推進課)保健事業(健康教室、健診等)については、障がいのある方への対応方法を関係機関の協力を得て、市報やホームページなどで分かりやすく広報する。 (障害福祉課)新年度受給者証を一括送付する7月下旬に合わせ所得制限の判定を完了し、所得制限実施後は対象者および家族からの問合せ等に対応できるよう、重度医療担当職員(会計年度職員含)で共通認識を持っておく。
修正後	

No	22	分類	保育及び教育に関する合理的配慮(統合保育・統合教育の実施)	担当課等	子育て支援課	学校教育課
条文	第15条第1項		市は、小学校就学前の障害のある人に対し、共に生き、共に育ち合うことを基本とし、他の子どもとともに保育及び教育を実施するよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)			(目標)		
	保育については、保育コーディネーター養成研修に毎年度保育士が参加し、園内研修も実施している。教育については、いきいきプラン支援員48人を派遣するなど体制整備を行っている。ただし、職員のスキル等が十分とまではいえない。			ソフト面での支援が十分なされ、障がいのある子どもが抵抗なく障がいのない子どもとともに保育園・幼稚園で過ごせる状態		
中長期方針	個々の職員の障がいのある人への対応スキルを向上し、組織としても支援体制を整える。					
年度計画	(子育て支援課)関係機関と連携を取りながらスーパーバイザーや保育コーディネーターとの情報交換や事例検討を行い更なる質の向上と有資格者の増員に努める。 (学校教育課)幼稚園、小・中学校に特別支援教育支援員48人を派遣し、特別な支援を必要とする園児・児童生徒に対して、一人一人に応じたきめ細かな支援を行う。また、支援員を対象とした研修会を開催する。					

実施結果及び自己評価						
実施した内容	(子育て支援課)	経費(概ね)	¥30,000		内容	子育て支援課主催職員研修会の実施
	研修会「特別な配慮を必要とする児童や保護者の援助技術について」を計画したが、コロナ禍のため一度は延期、最終的には感染拡大のためやむなく中止した。保育コーディネーター養成研修に参加して、有資格者の増員を図り、複雑化・困難化する特別な配慮を要する児童や家庭のケースに対して、対処方法や専門機関との連携方法を学び、保育所における支援機能の強化に務めた。					
内部評価	(学校教育課)	経費(概ね)	73,754,000円		内容	支援員賃金予算額
	・幼稚園、小・中学校に特別支援教育支援員を48人派遣し、特別な支援を必要とする園児児童生徒に対して、個に応じたきめ細かな指導を行った。 ・支援員の専門性向上のために、研修会を実施した。					
内部評価	困難度	(子育て支援課) 新型コロナウイルス感染症拡大のため、予定していた研修ができなかった。次年度は実施したい。			(学校教育課) ・人員の確保(支援員希望者の不足)。 ・支援員に対する専門性の向上。	
	達成度	保育コーディネーターの有資格者が増員となり、保育所での配慮が必要な児童や家庭の受入を積極的に行った。また、保育所等訪問支援を活用するなどして、専門機関との連携を図った。			・年度当初は1名の欠員が生じたが、継続した募集により48名を確保することができた。 ・専門性向上のための研修会を実施できた。	
	総合	A	内部評価のポイント	子育て支援課 B 学校教育課 A	コロナ禍で研修が思うようにできなかった。 一人ひとりに応じたきめ細かい指導を行うことにより、学校(園)で安心して生活・学習できるようになってきているため。	
今後の取組	(子育て支援課) 継続して保育コーディネーターの増員につとめ、専門機関との連携を図りたい。課主催研修会の実施。 (学校教育課)・令和4年度も48名の支援員を配置し、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行う。・令和4年度の人員確保に努める。					

外部評価						
評価	B	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 達成度	<input type="checkbox"/> その他 ()	
評価の理由	・保育コーディネーターの存在や実務実績が不透明。保育園によって機能の実態が異なっているのではない(現状で、障がいのある子どもの受入や個別対応が困難なケースあり。保育所が児童発達支援など障害福祉サービスの理解に乏しく、連携が図りにくいケースも多くみられる)・支援員の人数は充足していないと思われる。実際に支援を受けている児童生徒の他にも支援が必要な児童生徒が居るが、支援員の人数は限られており、必要な支援が受けられていない児童生徒の保護者の声がある。・研修を受けての動きがどうなのか見えない。					
助言等	・保育コーディネーターの方々には、保育園の横のつながりだけでなく、関係機関との連携を図ることのできる存在として活躍して欲しい。・保育コーディネーターの実績を見える形で示していただきたい。関係機関と連携を図ることができる存在として活躍してほしい。・支援員さんについては、人数についても、対応内容等についても支援を受ける側の充足度の確認も必要では。・必要な児童、支援員の数値を出して欲しい。					

評価結果をふまえた対応	
対応する時期	今年度中
具体的な対応	(子育て支援課)・保育コーディネーター有資格者は公立保育所(3か所)に13名配置。 保育コーディネーターを中心に別府発達医療センターや児童発達支援施設、健康推進課保健師との連携をはかりながら、多様な保育ニーズに応えるため、研修受講や職員の資質向上に向けた効果的な保育の実践につとめている。 ・子育て支援課主催研修会の開催 日時:令和4年11月16日(水)、17日(木)18:00~19:30 参加予定人数:104名 講師:児童発達支援センターひばり園 園長 越智芳子 氏 演題:「特別な配慮を必要とする児童や保護者の援助技術について」 (学校教育課) ・支援員増員に向けて予算要求をする。 ・各園・学校において、支援が必要な園児児童生徒の把握をきめ細やかにを行い、支援の必要な園児児童生徒数や状況に応じて支援員を配置する。 ・支援員対象の研修会を、対面やオンライン、資料配付等柔軟な形で開催し、支援員の専門性の向上を図る。

プラン変更の要否	否
修正前	(子育て支援課)保育コーディネーターの増員を図る。子育て支援課主催研修会を実施する。 (学校教育課)幼稚園、小・中学校に特別支援教育支援員48人を派遣し、特別な支援を必要とする園児・児童生徒に対して、一人一人に応じたきめ細かな支援を行う。また、支援員を対象とした研修会を開催する。
修正後	

No	23	分類	保育及び教育に関する合理的配慮(教職員への研修実施)	担当課等	学校教育課
条文	第15条第2項	市は、子どもたちに、障害についての正しい知識を提供するとともに、障害のある人に対する差別又はいじめを根絶するため、教職員に対し、障害に対する理解並びに障害のある人及びその家族の置かれている実情への理解を深めるために必要な研修の実施に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	教職員の障がいに対する理解は十分とはいえないが、毎年度特別支援教育コーディネーター研修を実施するなど、理解を深める機会を創出している。		教職員が障がいに対する理解を十分に有している状態		
中長期方針	各教職員が障がいに対する理解を持つことができるよう研修等の場を十分に提供する。				
年度計画	「特別支援教育コーディネーター研修会」及び「特別支援教育担当教員研修会」を実施する。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	0円	内容	・市主催の特別支援教育コーディネーター研修及び特別支援教育担当者研修会を計画していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、1回は紙面実施となった。 ・県教育センターが開催する研修に参加し、スキルアップを図った。	
	内部評価	困難度	コロナ禍において、集合研修の実施ができず、紙面開催となった。来年度以降も、オンラインや紙面での実施を検討していきたい。		
	達成度	特別な支援を必要とする園児児童生徒に対する個別の指導計画の作成や相談支援ファイルの活用を通じた関係機関との連携等、個別の支援に関する理解を深めた。			
	総合	B	内部評価のポイント	研修会を通して、個別の教育支援計画の作成及び指導計画の理解が進んだため。	
今後の取組	令和4年度も、障がいのある園児児童生徒の理解、学校(園)内及び関係機関と連携した支援等についての研修を継続し、特別支援教育コーディネーターを核とした支援体制の充実を図っていく。				

外部評価

評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()		
評価の理由	・「スキルアップを図った」とあるが、確認方法が不明。特別な支援を必要とする園児児童生徒に対する個別の指導計画の作成や相談支援ファイルの活用を通じた関係機関との連携等、個別の支援に関する理解を深めたとあるが、どのような理解を深めたのか、連携を図っているのか不透明。 ・コロナ禍において、集合研修の実施ができなかったとあるが、障がいがある者の生活・支援は止めることはできない。 ・福祉サービスを利用している子どもたちの現状を知る為、伝える為にも特別支援教育コーディネーターと相談支援専門員との連携する機会が欲しい。				
助言等	・研修の人員に対して理解度・スキルアップはどうか。 ・研修内容の再考は必要ではないか。 ・早急にオンライン実施ができる体制づくり。 ・引き続き、障がいのある園児児童生徒の理解、学校(園)内及び関係機関と連携した支援等についての研修を継続し、特別支援教育コーディネーターを核とした支援体制の充実を図ってほしい。				

評価結果をふまえた対応

対応する時期	来年度以降
具体的な対応	・研修会の内容の吟味、対面やオンライン、資料配付等柔軟な形で開催し、支援員の専門性の向上、幼小中担当者の連携を図る。 ・各学校において、コーディネーターが中心となり、関係機関から講師を招くなど連携をして、教職員対象の研修会を実施する。

プラン変更の要否	否
修正前	「特別支援教育コーディネーター研修会」及び「特別支援教育担当教員研修会」を実施する。
修正後	

No	24	分類	保育及び教育に関する合理的配慮(学校間の連携及び調整の推進)	担当課等	学校教育課
条文	第15条第3項	市は、特別支援学校と小学校、中学校等との連携及び調整を推進するよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	別府市特別支援連携協議会を毎年度開催し、連携を推進している。		市内にある特別支援学校と小学校、中学校等とが十分に連携できている状態		
中長期方針	市特別支援連携協議会を開催し、連携を推進するとともに、その他連携推進に必要な仕組みを検討・実施する。				
年度計画	別府市特別支援連携協議会を開催する。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	150,000円	内容	連携協議会委員謝礼金 50,000円 相談支援ファイル消耗品 100,000円
	<p>・別府市特別支援連携協議会を年2回開催した。 ○第1回(7月15日) ・コロナ禍における特別な支援を必要とする幼児児童生徒の支援体制について・各関係機関と学校における連携のあり方について・合理的配慮の提供と個別の教育支援計画について・相談支援ファイルの活用について ○第2回(2月22日) ※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より紙面開催 ・特別な支援を必要とする幼児児童生徒の支援体制について・各関係機関と学校における連携のあり方について・相談支援ファイル「ゆけむりん」の活用・充実について ※委員は、大学、病院、療育、健康づくり推進課、障害福祉課、子育て支援課、学校教育課、幼・小・中学校関係者19名 ・特別な支援が必要な園児児童生徒(就学相談参加者、特別支援学級在籍者等)の保護者に向けに相談支援ファイルを約60冊配付した。</p>			
内部評価	困難度	・支援ファイルの配付時期、対象が不明確であった。 ・連携体制を構築するための関係機関との情報共有と合意形成が困難である。		
	達成度	別府市特別支援連携協議会を年2回開催し、各関係機関と学校における連携体制及び市内の園児児童生徒に対する合理的配慮の提供と個別の支援のあり方について協議することができた。また、作成した支援ファイルを就学相談会に参加した保護者に配付することができた。		
	総合	B	内部評価のポイント	各機関と学校における連携体制作りを目指したが、具体的な体制づくりにまでは至らなかった。
今後の取組	<p>・令和4年度、新たに特別支援学級に在籍する児童・生徒、幼稚園・保育園・未就園児で就学相談会に参加する保護者等へ相談支援ファイルを配付する。 ・別府市特別支援連携協議会で各機関と学校における連携体制作りについて引き続き協議し、よりよい支援体制づくりを目指す。</p>			

外部評価

評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()		
評価の理由	<p>・協議会は開催されているが、体制づくりはできていない。・ゆけむりんの配布は、評価できるが、活用・充実に向けた具体的な取組が昨年度に引き続き見えない。・実務者レベルでの体制も必要ではないか。・年2回の開催では連携強化が難しく、目標と年度計画が結びついていないように思える。・就学相談会に参加する事で、事前に必要な流れや書類等について知る事ができている。</p>				
助言等	<p>・協議会以外の連携方法はないのか。・関係する先生が全て参加できているのか。・各学校間等の連携がとれて、より具体的な方法はとれないのか。・関係機関との連携は、継続してほしい。連携強化に向けて回数を増加したり、実務者レベルの体制作り等、工夫が必要ではないか。・ゆけむりんが、活用されるための仕組みを早急に作っていただきたい。</p>				

評価結果をふまえた対応

対応する時期	来年度以降	
具体的な対応	<p>・協議会において、「ゆけむりん」の内容、活用についての協議を行い、関係者に対して「ゆけむりん」の周知を行う。 ・就学についての説明会の機会に、「ゆけむりん」の紹介を行い、関係者に周知を図る。 ・就学相談会参加保護者に対して「ゆけむりん」の配付を積極的に行い、周知及び活用を広げていく。 ・関係課と「ゆけむりん」の内容、形式について協議を行い、改善を図る。</p>	

プラン変更の要否	否
修正前	別府市特別支援連携協議会を開催する。
修正後	

No	25	分類	芸術文化及びスポーツに関する合理的配慮	担当課等	障害福祉課
条文	第16条	市は、障害のある人が芸術文化及びスポーツに参加することができるよう障害のある人にとって必要とされる支援体制の整備、指導員の育成及び情報提供を行うよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	芸術文化については、平成27年度からアール・ブリュットの芽ばえ展を開催し、スポーツについてもボッチャ、水泳、卓球バレー教室を開催している。ただし、指導員の育成や情報提供などについては取組が十分でない。		芸術文化活動、スポーツの場が十分に提供されており、かつ必要な指導員が確保され、また障がいのある人が必要とする情報がアクセスしやすい形で提供されている状態		
中長期方針	芸術文化活動、スポーツ活動の場を提供し、その情報を十分に周知するとともに、指導員の育成支援を行っていく。				
年度計画	アール・ブリュットの芽ばえ展について、今年度の経緯等を踏まえ、次年度以降の実施方法を検討したい。また、スポーツについてはニーズ調査に基づきボッチャ、水泳、バレー教室を委託により引続き開催し、スポーツを通して障がいのある人の社会参加の推進を図る。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	1,213,000円	内容	アール・ブリュットの芽生え展開催等委託料274,000円、スポーツ指導等委託料939,000円
	アール・ブリュットの芽ばえ展:障がい当事者、各関係団体、別府市美術館等による実行委員を立ち上げ、実行計画を策定また開催準備、開催を主催した。コロナ禍において密集を避けるためワークショップは実施できなかったが、別府市美術館が開催会場であることにより芸術文化としての活動の認識が広まった。 スポーツ:ボッチャ、水泳、卓球バレー、健康教室を委託により開催し、障害のある人の社会参加の推進が図られた。			
内部評価	困難度	新型コロナウイルス感染拡大が、集合して社会参加を図る機会を困難なものとした。		
	達成度	(芸術文化)芸術文化活動参加への機会を確保することができ、障害のある人となない人との相互理解が図られた。(スポーツ)新型コロナウイルスの感染拡大で、参加機会の減少は避けられなかったが、参加機会の推進は図られた。		
	総合	A	内部評価のポイント	コロナ禍の困難さはあったが、計画は達成された。
今後の取組	(芸術文化)アール・ブリュットの芽生え展へより多くの方の参加や内容充実のため、実行委員会においてアンケート内容や今年度開催の反省点を踏まえた取組を協議していく。(スポーツ)ニーズ調査に基づき引き続き、スポーツ教室を委託により開催し、より多くの方が参加できるよう広報を行っていく。			

外部評価

評価	A	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()
評価の理由	・芸術面からは新しくアール・ブリュットの芽生え展実行委員会が発足され、定期的に話し合いが持たれていることは評価できる。・コロナ禍で開催が制限される中でも様々な工夫を行い、アール・ブリュットの芽生え展を開催されたことは評価できる。・コロナ禍で、芸術文化及びスポーツ等開催できたこと・コロナウイルス感染症の流行の状況もある中で、アール・ブリュット芽生え展の実施をできたところが良かったと思う。感染症対策などの策をとり実行に移せており、時代に合った上で計画も実施しているところが評価できる。		
助言等	・市社協等が取組む学校訪問ワークショップで小・中学校の生徒がもっと障がい者スポーツに気軽に触れ合える機会が取れると良いと思う。芸術やスポーツへ参加する若い人達を増やす啓発活動をもっと進めるべきだと思う。 ・指導員の育成をお願いいたします。		

評価結果をふまえた対応

対応する時期	来年度以降
具体的な対応	アール・ブリュットの芽ばえ展については開催回数を重ねるにつれ、少しずつではあるものの認知度が定着しつつあるので、今後も障がい者の文化芸術に関して、障がいの有無にかかわらず市民幅広に関心を持っていただけるよう広報も努めます。また、スポーツについても極力ニーズに適った種目を検討・選定したうえで、その指導員の確保を図ります。

プラン変更の要否	否
修正前	(芸術文化)アール・ブリュットの芽ばえ展実行委員会において、前年度の開催アンケートや反省点を踏まえた実施計画を策定していく。(スポーツ)ボッチャ、水泳、卓球バレー、健康教室を委託事業として開催し、ニーズ調査に基づき障害のある人の社会参加への推進を図っていく。
修正後	

